

令和 3 年度指定管理者管理運営状況評価結果について  
(東京都人権プラザ)

東京都では、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、(公財)東京都人権啓発センターが行っている東京都人権プラザの管理運営について、令和 3 年度の評価結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 評価の目的

評価は、管理の履行状況、安全管理、法令遵守、サービスの利用状況といった観点から指定管理者の業務実施状況等を評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで都民サービスの向上を図っていくことを目的としています。

2 評価の方法

指定管理者の年間を通じた施設の管理運営状況について、毎年度終了後、総務局による一次評価及び評価委員会(外部委員で構成)による二次評価を行い、これらの評価結果に基づき、総務局の最終評価として総合評価を決定します。

3 評価の概要

(1) 評価基準(4段階)

総合評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

評価の観点については別紙 1 のとおり。

(2) 評価委員会名及び委員構成

評価委員会	対象施設	委員構成
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会	東京都人権プラザ	5名(学識経験者2名、人権実務経験者1名、公認会計士1名、弁護士1名)

評価委員会委員の氏名については別紙 2 のとおり。

(3) 評価結果

対象施設	評価
東京都人権プラザ	A

評価は別紙 3 のとおり。

[問合せ先] 総務局人権部人権施策推進課 神野・茅山・赤川  
電話 03-5388-2586(直通)、25-820(内線)

## 評価の観点

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（保守点検など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○個人情報保護、報告等は適切に行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告は適時、適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	適切な財務・財産管理	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	事業実施・利用の状況	○事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか ・利用者数、利用件数の状況はどうか ・他機関、地域等との連携が適切に行われているか など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利便性等の向上のための取組はされているか ・施設利用の促進のための取組はされているか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか ・都及び関係機関等との連携が適切に行われているか など

## 評価委員会委員名簿

評価委員会名	委員氏名	役職名
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	金子 邦 博	公認会計士金子邦博事務所 公認会計士
	石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 名誉教授
	石 井 尚 子	桜通り法律事務所 弁護士
	関 優	東京人権啓発企業連絡会 専務理事
	丹 野 清 人	東京都立大学 教授 (人文社会学部人間社会学科)

## 令和3年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧

施設名	東京都人権プラザ
所在地	港区芝2-5-6
指定管理者名	公益財団法人東京都人権啓発センター
指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

項目	評価内容
総合 評価	A
管理 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部職員については、有期雇用から無期雇用に転換するとともに、課長代理や主任等の職層を整備するなど、新人事制度の設計を進め、組織体制の強化を図った。</li> <li>・セキュリティ対策について情報事故の未然防止の取組を組織的に継続している。</li> </ul>
事業 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設利用に関するアンケート調査結果では、来館者の満足度が 96.1%と、非常に高かった。また、利用者からの意見を踏まえて利用者サービスの創意工夫を行っている。</li> <li>・ 「感染症と人権」、「企業と人権」、「外国人労働者」、「障害者の人権」など、幅広くタイムリーな人権課題を取り上げて事業を実施し、人権啓発の普及を図った。</li> <li>・ 東京 2020 大会が開催されたことと関連して、障害者スポーツに関する企画展の実施や常設展示のオリパラコーナーを充実するなど、都の政策と連動した取組を積極的に行った。</li> <li>・ 人権相談については、コロナ禍における都民のニーズを踏まえ、東京都と連携して令和 3 年 4 月 1 日から新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始した。また、相談件数の合計が令和 2 年度を上回った。</li> <li>・ 各種講座の申込のオンライン化や、講座等の事業運営に際してオンライン配信を積極的に導入するなど、デジタル化を図り、ポストコロナを見据えた事業運営を行っている。</li> </ul>
その 他	<p><b>【特命要件の継続】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。</li> </ul> <p><b>【要望等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き事業運営のデジタル化を積極的に進めていただくと共に、人権プラザの知名度の向上に向けて取組を進められたい。</li> </ul>